

大阪市西淀川区役所保健福祉課（こども福祉）育児休業代替 臨時的任用職員（事務職員）採用試験実施要項

令和8年4月15日
大阪市西淀川区役所

1. 採用予定者数・受験資格・任用期間

採用予定者数	1名
受験資格	<p>次の（1）、（2）、及び（3）のいずれにも該当する者</p> <p>（1）次の応募資格ア・イのいずれにも該当する者</p> <p>ア OA機器の操作に従事した経験のある者（Excel・Word等で文書作成、集計作業などの基本操作ができること。資格不問。）</p> <p>イ 窓口業務・電話対応、業務端末による入力、文書作成、発送作業等を率先して行うことができること。</p> <p>（2）地方公務員法第16条各号に該当しない者</p> <p>【地方公務員法第16条（抜粋）】</p> <p>（欠格条項）</p> <p>1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者</p> <p>4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>（3）日本国籍を有する者</p> <p>（注）臨時的任用職員の任用は公務員に関する基本原則（日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は、公の意思の形成への参画に携わる職につくことはできないという原則）に基づき行われます。</p>
任用期間	<p>令和8年6月1日から令和8年10月30日まで（予定）</p> <p>（注1）任用期間については、育児休業の取得時期により変更となる場合があります、育児休業の延長により更新となる場合があります。</p> <p>（注2）任用後、当区役所職員による請求期間の短縮又は休業開始後にその取消し等のため当初の育児休業期間より早期に職務へ復帰することとなった場合は、当初に通知した任期を短縮することがあります。この場合においては、退職となる日の30日前までにお知らせします。</p>

2. 試験日時・場所、試験方法

日時・場所	日時：令和8年5月12日（火） 13時30分集合予定 場所：大阪市西淀川区役所4階会議室
試験方法	1 筆記（論文）試験 教育等に関する課題、基礎知識、文章構成力及び表現力等について行います。 試験時間は40分間です。 2 口述（面接）試験 主として人物について面接により行います。筆記試験終了後に続けて実施します。 (注) 試験の合否は、筆記試験（100点満点）及び口述試験（150点満点）の結果により決定し、5月21日（予定）に受験者本人あてに通知します。なお、結果については、受験者全員に通知します。

3. 合格から採用まで

- (1) 筆記試験及び口述試験の成績が一定基準以上で上位のものを合格とします。
- (2) 受験者の成績が一定の水準に達しない場合は合格者数が採用予定数を下回ることがあります。
- (3) 合格者は、大阪市西淀川区役所保健福祉課（こども福祉）臨時的任用職員採用候補者名簿（以下、「採用候補者名簿」という。）に、筆記試験及び口述試験の合計得点順で登録されます。採用は採用候補者名簿から行います。欠員が生じた場合は、欠員状況に応じて、採用候補者名簿から採用します。
(注) 欠員状況により、採用候補者名簿に登録されても採用されない場合があります。
- (4) 採用候補者名簿の登録期間は2カ月です。
- (5) 採用候補者名簿に登録されても、採用時期が、令和8年6月1日以降になる場合や採用がされない場合もあります。
- (6) 合格後、受験資格がないこと及び申し込みの内容に虚偽が認められた場合には、合格・登録を取り消すことがあります。

4. 受験手続

受験申込については、持参又は送付にて受け付けます。

申込方法	【受付期間】 令和8年4月15日（水）から令和8年4月28日（火）まで (持参の場合) 令和8年4月28日（火）午後5時30分まで（土曜日・日曜日、祝日を除く。） (送付の場合) 令和8年4月28日（火）当日必着
------	--

【提出先】

〒555-8501

大阪市西淀川区御幣島1-2-10（西淀川区役所2階21番窓口）

大阪市西淀川区役所 保健福祉課（こども福祉）

（注）「職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に下記①②③の書類を入れて送付してください。なお、追跡可能な送付方法以外の方法により送付された場合の事故については、責任を負いません。また、料金不足の場合は受け付けません。

【必要書類】

次の書類等に不備がある場合は試験を受験できないことがあります。

① 大阪市西淀川区役所保健福祉課（こども福祉）育児休業代替臨時的任用職員（事務職員）採用申込書 1通

※過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を貼付してください。

② 申し立て書 1通

（注1）大阪市西淀川区役所保健福祉課（こども福祉）育児休業代替臨時的任用職員（事務職員）採用申込書、申し立て書は本市所定の様式に限ります。

（注2）大阪市西淀川区役所保健福祉課（こども福祉）育児休業代替臨時的任用職員（事務職員）採用申込書、申し立て書は大阪市西淀川区役所ホームページから取得していただくか、後掲の申込書配布場所まで受け取りに来てください。

③ 「試験結果通知」送付用の定型封筒（長形3号） 1通

（注）「試験結果通知」を返送しますので、送付を希望する宛先を記載の上、それぞれに110円切手を貼付してください。（切手が貼付されていない場合は、発送しません。）

5. 申込書の配布場所

〒555-8501

大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号

大阪市西淀川区役所保健福祉課（こども福祉）（区役所2階21番窓口）

6. 従事する職務等

職務内容

大阪市西淀川区役所保健福祉課（こども福祉）に勤務し、こども家庭センターの運営・庶務・計理等に係る業務全般。合同ケース会議の運営補助及び支援対象者との面談等の支援。サポートプランの作成・手交・更新・進行管理及び関係部署との連携業務。

（注）窓口業務、電話対応、業務用端末による入力業務を含む。

7. 勤務条件

勤務場所	大阪市西淀川区役所保健福祉課（こども福祉）
勤務日・勤務時間・休日・休憩時間・時間外勤務	<p>① 勤務日 土・日・祝日を除く月曜日から金曜日まで。</p> <p>② 勤務時間・休憩時間 午前9時から午後5時30分（休憩時間45分）</p> <p>③ 休日 土・日・祝日</p> <p>④ 時間外勤務 必要に応じて従事していただきます。</p>
年次休暇	任用期間の付与日数 8日（予定）
特別休暇	<ul style="list-style-type: none"> ・忌引休暇 ・結婚休暇 ・災害等による通勤時の出勤困難な場合 ・生理休暇 ・妊娠障害休暇 ・産前産後休暇 ・配偶者分娩休暇 ・育児参加休暇 ・育児時間休暇 ・子の看護休暇 ・短期介護休暇 ・ドナー休暇 等
給料	<p>月額227,824円（令和8年4月1日現在、地域手当含む）</p> <p>（注1）給与月額については令和8年4月1日時点のものであり、給与改定等により変更されることがあります。</p> <p>（注2）職歴などがある方については、その経歴に応じて加算されることがあります。</p> <p>（注3）その他各種手当 通勤手当、超過勤務手当、住居手当、扶養手当などがあります。</p> <p>支給日：原則当月17日に支給します。</p>
社会保険等	大阪市職員共済組合及び雇用保険
服務	<p>地方公務員法の規定が適用され、次に掲げる場合に懲戒処分の対象となります。</p> <p>ア 地方公務員法又はこれに基づく条例などの規定に違反した場合</p> <p>イ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合</p> <p>ウ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合</p>
その他	上記以外の勤務条件について基本的に本務職員に準じたものになりますが、詳細については、採用決定後お知らせします。

※勤務条件等にかかる詳細については、採用決定後にお知らせします。

8. その他

- (1) 提出書類はお返しいたしません。なお、提出書類等により取得した個人情報については、選考以外の目的には一切使用いたしません。また、受験に際して収集した個人情報は、採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
- (2) 合否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。
- (3) 試験当日は、受験票を必ず持参してください。
- (4) 試験当日の集合時刻より20分以上遅刻した場合は、受験をお断りします。

9. 問合せ先

この試験についての問い合わせは

大阪市西淀川区役所保健福祉課（こども福祉）

〒555-8501

大阪市西淀川区御幣島1-2-10 西淀川区役所2階21番窓口 担当：黒田・矢田

電話（06）6478-9920

最寄駅 JR 東西線「御幣島」駅 1番出口 すぐ

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。得心した上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと